平成２４年（フ）第３４１号
函館市神山１丁目19番３―305号
債務者　井上由紀子（旧姓大湊）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４３号
北海道北斗市本町１丁目９番７号
債務者　平野　悦造
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
和歌山県田辺市高雄１丁目９番10号　コーポグリーン２　２階202号
債務者　木村　和代
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１５５９号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目２番38号　鈴木ハイツ306
債務者　萩尾　康弘
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８２号
埼玉県川口市西川口４丁目４番20号　グレースハイツ301号、旧住所埼玉県川口市大字源左衛門新田203番地の10
債務者　松下　みき
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２８号
さいたま市桜区西堀６丁目15番22号　コーポ中浦和
債務者　片谷実こと　片谷　　實
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５８号
さいたま市浦和区大東１丁目36番12号　スターコーポ202号
債務者　野々木太一
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６１号
埼玉県上尾市大字原市45番地10
債務者　高橋　秀昭
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４７号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番12棟801号
債務者　逸見　敏成
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７５６号
埼玉県入間市大字野田208番地３セブンヒルズ201、前住所埼玉県入間市大字野田373番地１ヴェストフェルトＢ201
債務者　佐藤　哲司
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６０号
埼玉県川越市旭町３丁目19番地27
債務者　河野　友子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７０号
埼玉県川越市大字藤間920番地２、前住所埼玉県川口市柳崎３丁目４番１号　リブラン101号
債務者　亀田みゆき
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７４１号
埼玉県川越市大字笠幡4438番地３　サニーファウンテン103号室
債務者　大工　志乃（旧姓村越）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６３号
群馬県高崎市鼻高町47番地５　市住Ｌ棟88号
債務者　中　　和也
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６５６号
埼玉県桶川市下日出谷西１丁目17番地の19　サンガーデンヒカリＡ―101号
債務者　小林　拓馬
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３１号
埼玉県所沢市喜多町２番15―202号　ストークメゾン
債務者　門田　千鶴
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０１号
埼玉県比企郡滑川町大字中尾３番地４
債務者　中村　賢元
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部